

2022年5月2日

宮城県知事 村井嘉浩 様

3月16日の福島県沖地震被害に関する緊急要望書 (第2回)

日本共産党宮城県委員会 福島県沖地震対策本部
本部長 ふなやま 由美
日本共産党宮城県会議員団
団長 三浦 一敏

3月16日深夜に起きた福島県沖地震の被害は宮城県内でも、日を経るほどに大きく深刻になっています。特に、同じ被害なのに、自治体間で支援格差が生じている現状は、「同一災害同一支援」の原則から外れており、大きな問題です。

私たちは、この間の現地調査等を踏まえて、被災した県民や市町村の要望を以下のように取りまとめました。早急を実現することを強く求め、申し入れます。

記

1. 市町村の財政負担を減らすために、引き続き、国へ激甚災害指定（極地激甚災害指定も含めて）を行うよう申し入れること。
2. 県のHPのトップに、「令和4年3月16日福島県沖を震源とする地震に関する情報」の枠を設けて、被災状況や支援策の情報を一括して掲載し、県民にわかりやすい情報発信を強化すること。
3. 国の被災者生活再建支援制度が適用された山元町、角田市、白石市、蔵王町、亶理町以外の県内自治体の被害実態を把握するとともに、り災判定調査を急ぎ、さらなる国の制度適用を進めること。また、要件に満たない市町村に対して、県独自の支援制度を早急に創設し、自治体間での格差を解消すること。
4. 今回、適用された国の応急修理制度や半壊以上の住家の公費解体制度などについて、対象となる被災者がもれなく利用できるように申請期間を延長すること。
5. 応急修理制度の対象にならない損害割合10%未満の一部損壊世帯が被災世帯の9割以上を占めている実態です。度重なる住宅被害に困っている県民を支援するため、福島県は昨年2月地震では独自の支援策をつくり、今回もつくる方向だという報道がありました。宮城県でも、独自の一部損壊世帯への支援制度を創設すること。
6. 県土木部住宅課が国交省の「住宅ストック維持向上促進事業」を利用して、宮城県地域型復興住宅推進協議会に委託して行っている「住宅の復旧・再建に関する相談」は、県内

どこの被災者でも無料で相談することができ、必要に応じて出張相談もある制度です。県民や市町村がもっと活用できるようマスコミも含めて、様々な媒体を利用して、周知徹底に力を入れること。

7、上記の無料「住宅の復旧・再建に関する相談」などとも連携し、市町村が災害ケースマネジメントを実施できるよう、県として早急に支援策を具体化すること。また、その実施・導入にあたっては、すでにノウハウを持ち、その実施を提言している仙台弁護士会、災害復興支援士業連絡会などの団体とも、よく協議し、連携をふかめ、市町村や被災者支援に役に立つようにすること。

8、国の中小企業等グループ補助金を使えるようになりましたが、売上高などの要件を緩和するよう国に強く求めること。また、グループ補助金適用までに至らない被災中小事業者や小規模事業者も利用できる県独自の支援制度を拡充して、つくること。その際、対象事業者を広げるために、損害割合を引き下げ、補助割合は引き上げること。

9、住宅改修やブロック塀の除却など、県がすでに行っている制度で今回の地震被害に対応できる支援制度があります。これらについても、市町村や被災者に、もっと周知徹底すること。

10、昨年、国交省がつくった「屋根の耐風改修制度」は今回の地震被害に対応できる支援制度です。しかし、県内で取り組んでいるのは、山元町、亶理町、丸森町の3自治体だけという現状です。もっとこの制度に取り組む市町村が増えるよう、県がイニシアチブを発揮すること。

11、国の重要伝統的建造物群保存地区に指定されている村田町の歴史的建造物の修理や再建について、個人負担がないように県としても補助制度をつくり、支援すること。